

令和4年度環境カウンセラー募集要項

付 環境カウンセラー登録制度実施規程

目次

1. 環境カウンセラー登録制度概要	1
2. 登録要件.....	1
3. 申請から登録までの流れ	2
4. 申請方法.....	2
①提出書類 ※詳細については記載例を参照してください。	
【注意事項】	
②申請手数料	
③提出期間	
④提出方法	
⑤提出書類送付先	
5. 選考方法.....	3
①書類審査	
1) 実績・資格・経歴について	
2) 課題論文について	
3) 論文のテーマについて	
②面接審査	
6. 登録期間及び更新方法.....	5
7. 個人情報の取扱いについて.....	5
8. 申請や審査等に関する問合せ	5
①問合せ先	
②募集要項・申請用紙等の入手	
【資料1】専門分野コード表	7
【資料2】環境省「人材認定等事業登録制度」登録事業.....	9
【資料3】環境カウンセラー登録制度実施規程.....	10
【資料4】提出書類チェックシート	13

1. 環境カウンセラー登録制度概要

①環境カウンセラーとは

環境保全活動を行おうとする方(市民・NGO・企業・学校など)に対して環境保全及び環境保全活動に関する知識の付与並びに環境保全活動に関する助言又は指導(=環境カウンセリング)を行うことを希望する方のうち、適切な能力・識見等を有する方(環境大臣の実施する審査に合格した方)として、広く国民に推奨すべき方であることから、環境カウンセラーには、自らの知識・経験等を活かした地域活動への貢献が期待されています。

②環境カウンセラー登録制度とは

社会を構成する各主体の、環境保全に関して担うべき役割及び環境保全活動の有する意義の理解を増進するとともに、その自主的な取組を促進し、もって全ての主体が環境保全活動に参加する社会の実現に資することを目的に「環境カウンセラー登録制度実施規程」(平成8年環境庁告示第54号)にもとづき、環境省が実施している登録制度です。

- ・この制度は人材登録制度であり、国家資格ではありません。
- ・「氏名」「連絡先」「専門分野」「活動内容」等の情報をインターネットにて公開します。
- ・登録された環境カウンセラーに対して活動の場を保証する制度ではありません。
- ・本登録制度は環境カウンセリングの対象に応じ、「事業者部門」と「市民部門」に分かれています。

③活動内容

【事業者部門】

企業や事業者等が取り組む環境保全に関わる事業や環境保全活動等に対して、適切な助言等を行います。

【市民部門】

地域や市民団体、学校等が行う環境保全活動や環境学習等に対して指導・助言を行うほか、地域の環境パートナーシップ形成等、地域における環境保全に貢献します。

2. 登録要件

①以下の要件を全て満たす方

- ・環境保全に関する基本的な知識を有している方
- ・環境保全活動に関する相当の知識と経験を有している方
- ・上記の知識と経験を活用して、環境カウンセリングを行い得る資質及び能力を有している方

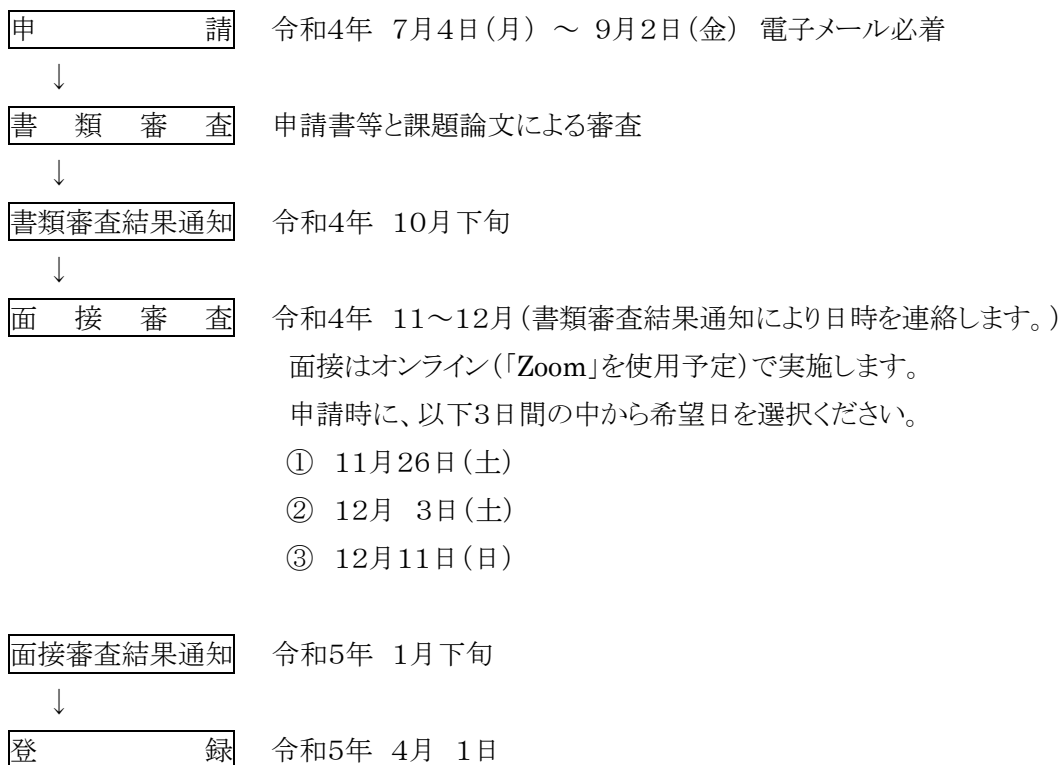
※電子メール等が使用できる環境が整えられていることが望まれています。

②以下のいずれかに該当する方は申請できません。

- ・未成年者
- ・精神の機能の障害により環境カウンセラーの業務を適正に行うに当たって必要な知識、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・環境カウンセラー登録制度実施規程第十五条により登録を取り消された日から2年を経過していない方

3. 申請から登録までの流れ

審査の流れは、以下のようになります。



4. 申請方法

①**提出書類** 記入例を参照のうえ、必要事項を記載した 1)~4)の書類を 1 セットとして申請してください。

1) 申請書(様式第 1 号、別紙 1、別紙 2 :計 3 点)

2) 「実務経験証明書 / 活動実績証明書」(別紙 1 の経歴を証明または補完する証明書)

※申請日の時点で事業者部門は「5年以上」、市民部門は「4年以上」の環境保全に関する**活動実績の証明**が必要です。(環境省「人材認定等事業登録制度」の登録事業(資料 2)に係る資格等を一つ以上取得している場合にあっては、両部門ともに 1 年の実績を有しているものと見なします)

※証明が得られない性質の活動(学生の活動等)の場合には企画書・新聞記事等証明の代わりとなる資料を添付してください。

3) 別紙 2 に記載した資格等の取得を証明または補完するもの

※必ず別紙 2 に記載した順番に沿って番号を振ったタイトルをつけて添付してください。

4) 課題論文

【注意事項】

・両部門で申請する場合は、部門ごとに必要書類を提出してください。

・提出書類は原則パソコンを用いて作成し、原則 PDF にして提出してください。

・提出書類に不備や不足がある場合は不受理となります。

・提出後の書類の差し替えや返却には対応できません。

※【資料 4】提出書類チェックシートを活用し、提出前に必ず確認してください。

・登録後に提出書類に虚偽の記載が認められた場合には、登録が取り消しとなります。

・申請書類提出後から環境カウンセラー登録までの間に「氏名、住所、連絡先、電話番号、FAX、E-mail」の変更があった場合は、変更内容を明示して再度「申請書(様式第 1 号)」を作成し、メールでお送りください。

②申請手数料

無料

③提出期限

令和4年 7月4日(月) ～ 9月2日(金) ※電子メール必着

④提出方法

- ・原則、電子メールにて受付いたします。
- ・メールタイトルを「令和4年度環境カウンセラー登録申請書 送付」としてお送りください。
- ・ファイルサイズが 8MB を超える場合は、メールを分割して、メールタイトルに通し番号を付して送信してください。
- ・添付ファイル名は、「環境カウンセラー申請書(名前)」としてください。添付ファイルを書類毎に分けて送信する場合は、「環境カウンセラー申請書(名前)」、「実務経験証明書／活動実績証明書(名前)」、「資格証明・補完資料(名前)」、「課題論文(名前)」としてください。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負いません。
- ・メール受領後、申請者に対して電子メールにより受領確認を送信します。送信後、2 営業日の 18 時を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて下記送付先まで照会してください。
- ・添付ファイルを開くことができない時は、別途郵送を依頼することがあります。

⑤提出書類送付先

環境カウンセラー全国事務局(特定非営利活動法人 環境カウンセラー全国連合会)

TEL:03-6280-5345

jimukyoku@kankyo-counselor.or.jp

5. 選考方法

①書類審査

1) 実績・資格・経歴について

【事業者部門】

以下に掲げる実績の累積年数が、申請日の時点で「5年以上」であるかを審査します。

- ・所属企業・団体において公害防止や環境管理等、環境保全に関する業務に携わった経歴
- ・所属企業・団体における環境保全のための具体的な取組・計画づくり等に助言を行った実績
- ・第三者(企業・事業者等)からの依頼により公害防止や環境管理等、環境保全に関する業務に携わった経歴

【市民部門】

以下に掲げる実績の累積年数が、申請日の時点で「4年以上」であるかを審査します。

- ・所属団体における業務やボランティアとして、市民を対象とした環境活動の企画・運営、講師等を行った実績
- ・外部団体(市民団体、各種教育機関、地方公共団体等)などから依頼を受けて環境保全に携わった実績
- ・地域の環境保全活動に関わった実績

なお、両部門とも環境省「人材認定等事業登録制度」の登録事業(資料2)に係る資格等を一つ以上取得している場合にあっては、1年の実績を有しているものと見なします。

2) 課題論文について

環境保全に関する知識や、専門性を活かした提案力・コーディネート力を論文にて審査します。

事業者部門申請者は事業者を対象にした内容を、市民部門申請者は市民を対象にした内容の論文を書いてください。両部門への申請者はそれぞれの観点から書いた論文の提出が必要です。

- ・文字数は 2,000 字以上 4,000 字以内にまとめてください。
- ・冒頭に「氏名」、「申請部門」、「課題論文のテーマ」、「論文タイトル」、「総文字数」を記入してください。

※句読点は文字数にカウントします。

※「氏名」「論文タイトル」「総文字数」「別紙」は文字数にカウントしません。

- ・著作権等の擁護のため、引用した他者の文章や事例、調査データ、表、図、写真、絵・イラストについては必ず典拠・出典先の明示が必要です。本文中、引用した記載には注番号をつけ、別紙に注欄を設け、出典を明記してください。図や写真、絵・イラスト、表、調査データは3点まで添付可能とし、課題論文とは別紙扱いとします。これらについても、他者のものを引用した場合は出典を必ず明記してください。
- ・パソコンを用い、A4 縦型サイズに横書きで作成してください。

3) 論文のテーマについて

【事業者部門・市民部門 〈共通〉】

(注) 事業者部門は事業者を対象にした内容で、市民部門は市民を対象にした内容でそれぞれ記述してください。

テーマ：持続可能な社会づくりのための活動計画

イ（論文の前段）：私の考える「地域における環境課題」

持続可能な社会づくりの観点から、あなたの活動する地域における環境問題や取り組むべき課題を記述してください。その際、ご自身の職場や地域活動における経験、知見等を踏まえて、その結論に至った理由も記述してください。

ロ（論文の後段）：地域環境課題に取り組むための「私の活動計画」

上記イで特定された地域環境課題に取り組むために、あなたがどのような活動を実施及び計画しているのかを、**下記の6つの施策のうち一つ以上を盛り込んで**、記述してください。その際、取り組みを推進するために効果的と思われる手法や今後さらに目指すべき活動の方向についても、できる限り具体的に記述してください。

また、環境カウンセラーの「活動」については、a. 環境カウンセリング（「環境カウンセラー登録制度実施規程」に定義が記載）だけでなく、b. 地域の環境保全についての自発的積極的な幅広い役割（自主的な活動の企画・実践、各主体間のパートナーシップの形成等）が期待されていますので、この2つの視点を取り込んで記述してください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 脱炭素社会の実現、地球温暖化対策の推進、再生可能エネルギー促進② 生物多様性保全、自然環境保全③ 循環型社会の形成④ 持続可能な開発のための教育の推進⑤ 地域循環共生圏⑥ 公害地域の再生、水・大気・土壌・海洋環境保全 |
|---|

②面接審査

書類審査合格者に対し、カウンセリングやコミュニケーション能力等、環境カウンセラーとしての適性について総合的に審査を行います。日時等詳細については書類審査結果通知の際にお知らせいたします。

また、面接審査はオンライン(「Zoom」を使用予定)で実施しますので、①ビデオ通話が利用可能な機器(PC、スマートフォン等) ②安定した通信環境③雑音が少なく途中で他者等が入って来ない環境をご用意ください。希望される方には事前に接続確認を実施する予定です。

6. 登録期間及び更新方法

環境カウンセラーの登録期間は3年間です。登録を継続するためには、以下①～③の条件を満たすことが必要です。

- ① 登録後3年以内に、環境省が実施する「環境カウンセラー研修」を修了すること。
- ② 毎年2月末日までに1年間の「活動実績等報告書」を提出すること。
- ③ 更新する年度に「更新申請手続き」を行うこと。

7. 個人情報の取扱いについて

環境省は、申請者から提供される個人情報について、下記のとおり取扱います。

①利用目的

申請書類に記載された情報は、審査・連絡等の手続きに利用します。また、環境カウンセラーとして登録された方に関する情報は、環境カウンセラー登録制度実施規程第二条に基づき、国民が環境カウンセラーを活用するために利用します。

②利用及び提供の制限

環境省は個人情報を利用目的以外に使用しません。また、法令に基づく場合その他、特別の理由のあるときを除き、第三者に提供しません。

③安全確保の措置

環境省は収集した情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。審査の結果、環境カウンセラーに登録された場合の個人情報は適切に管理します。不合格となった方の個人情報は、不合格である旨を通知した後に廃棄・削除します。

④業務委託

環境省は収集した情報について、その利用目的に限り、取扱いを委託する場合があります。その際は、契約等により個人情報保護に必要な事項を義務づけ、適切な監督を行います。

⑤個人情報の開示、訂正及び利用停止

環境省は収集した個人情報について、申請者本人より開示・訂正及び利用停止の請求があった場合、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の規程に基づき対応します。

8. 申請や審査等に関する問合せ

募集要項に関するご不明な点は以下へお問合せください。

※書類・面接審査結果や採点に関する問合せには応じられませんのでご了承ください。

①問合せ先

環境カウンセラー全国事務局(特定非営利活動法人 環境カウンセラー全国連合会)

申請相談窓口 E-mail:shinsei.soudan@kankyo-counselor.or.jp

〒104-0041

東京都中央区新富 1-15-14 相互新富ビル 307

TEL:03-6280-5345 /FAX:03-6701-7382

②募集要項・申請用紙等の入手

環境カウンセラーウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://edu.env.go.jp/counsel/counsel>

※申請書等は「A4 縦型の用紙サイズ」で作成、原則 PDF にして提出してください。

専門分野コード表

1. 生命
2. 自然への愛着
3. 生態系・生物多様性
4. 水質
5. 大気
6. 地質
7. 地球温暖化
8. 資源・エネルギー
9. 産業
10. 消費生活・衣食住
11. 公害・化学物質
12. 3R

◆上記 1～12.の専門分野は以下の各分野説明*を参考に選択してください。

*「授業に活かす環境教育 環境教育のねらい」より抜粋

参照：<http://eco.env.go.jp/lib/env/nerai/EnvEdu/aim.html>

1. 生命：

生命の誕生、生物の成長の仕組みを知り、生命がかけがえのないものであることを理解するとともに、動植物を含む自他の生命を尊重する態度を養う。

2. 自然への愛着：

自然の偉大さ、すばらしさを知り、畏敬の念をいだくとともに、地域の自然に親しみ、自然を守り育てる活動が実践できる。

3. 生態系・生物多様性：

生態系の仕組みから、人類が有形無形の恩恵を受けていることを理解し、日本および世界の生態系の特徴・多様性、またそれらを脅かす要因と保護対策を学び、日常生活の中でできることを考え、実践できる。

- | | | |
|--------|---|--|
| 4. 水質： | } | 大気や水は太陽エネルギーによって地球規模で循環することにより、生命を育む土壌を潤し、人間の生産や生活を支えていることを理解する。人間の生産や生活が水や大気の循環に影響を与える力を持っていることを理解するとともに、水、大気、土壌の適切な利用を考え、日常生活の中で実践できる。 |
| 5. 大気： | | |
| 6. 地質： | | |

7. 地球温暖化：

過度に化石燃料に依存する生産や生活様式等が大気の組成を変え、地球温暖化を引き起こしていることを理解し、温暖化を防止するために、日常生活の中でできることを考え、実践できる。

8. 資源・エネルギー：

地下資源、化石燃料が有限であることに気づき、太陽光、風力など自然エネルギーの開発、利用の現状を理解するとともに、資源消費の少ない生活様式を考え、実践できる。

9. 産業:

身近な食や国土利用の変化の問題に気づき、農林水産業が食料供給や国土の保全など多様な役割を果たしていること、および、国際的な食料需給のアンバランスが生み出す問題を理解し、身近な生活の中で改善できることを考え、実践できる。鉱工業や流通、通信が環境に与える影響を理解し、環境と調和したあり方を考え、日常生活の中でできることを工夫し実践できる。

10. 消費生活・衣食住:

自分たちの日常生活が地域社会や地球環境問題と密接に結びついていることを理解し、環境に配慮した消費生活のあり方を考え、工夫しながら実践できる。

11. 公害・化学物質:

日本における公害被害の歴史や、企業・行政・市民の取り組みを理解する。世界各地で起こっている公害の現状を理解する。公害を起こさない産業や生活のあり方を考え、日常生活の中でできることを考え、実践できる。日常生活の中でさまざまな化学物質が使われていることや、使い方を誤ると有害なものが含まれることを理解し、適切な使い方が実践できる。

12. 3R:

資源は浪費によって枯渇し、大量のごみとなって環境を悪化させることを理解するとともに、日常生活の中でできる廃棄物の削減、製品の再利用、資源の再生利用を考え、実践できる。



■環境省「人材認定等事業登録制度」登録事業

人材認定等事業登録制度は、「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(改正後:環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)」に基づき設置。

- 1 河川環境保護指導員任命制度
- 2 森林インストラクター養成講習、森林インストラクター資格試験
- 3 プロジェクト・ワイルドエドューケーター、ファシリテーター
- 4 PLT: Project Learning Tree～ファシリテーター養成講座
- 5 環境教育指導者養成セミナー 清里インタープリターズキャンプ
- 6 白神自然学校インストラクター養成講座
- 7 グリーンセイバー(マスター)検定制度
- 8 一般社団法人土壌環境センター「土壌環境リスク管理者」資格認定
- 9 ホールアース自然学校講座 四季コース
- 10 公認ネイチャーゲーム指導者(自然体験活動指導者)養成講座
- 11 スクールインタープリター養成入門講座
- 12 林業技士(森林環境部門)養成事業
- 13 インタープリター入門講座
- 14 自然体験活動リーダー育成講座
- 15 CONEトレーナー養成会、CONEトレーナー認定会
- 16 環境管理士育成講座、環境管理士認定事業
- 17 環境教育インストラクター認定
- 18 川に学ぶ体験活動指導者の育成に関する事業
- 19 環境サイトアセッサー(土壌汚染)認定登録
- 20 プロジェクトWET指導者(エドューケーター、ファシリテーター)の認定に関する事業
- 21 環境技術指導者養成講座
- 22 遮水工管理技術者認定事業、遮水工施工技能者認定事業
- 23 植生アドバイザー育成事業
- 24 エスペックみどりの学校
- 25 支援アシスタント養成会
- 26 泥土を適正に処理するための指導者育成
- 27 自然観察インストラクター養成講座
- 28 森林管理士資格養成講座
- 29 こども環境管理士資格試験
- 30 自然体験活動リーダー養成講座
- 31 環境社会保全士認定事業
- 32 ビオトープ管理士資格試験
- 33 植生管理士認定試験
- 34 ビオトープ管理士セミナー
- 35 水俣病教育指導員育成事業
- 36 最終処分場機能検査者資格認定
- 37 環境再生医資格認定
- 38 B&G 海洋性レクリエーション指導員センター・インストラクター養成研修
- 39 環境経営士養成講座
- 40 NACS-J 自然観察指導員講習会
- 41 環境アセスメント士
- 42 愛玩動物飼養管理士養成・認定事業
- 43 産業廃棄物適正管理能力検定
- 44 うちエコ診断士資格試験
- 45 廃棄物管理士講習会(考査を含む)
- 46 マンガとすごろくで学ぶ! 環境学習教材開発事業
- 47 エアコンクリーニング廃液処理技術者認定資格試験事業
- 48 産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)

出典:環境省「制度登録団体一覧・概要・実績」 http://www.env.go.jp/policy/post_100.html

環境カウンセラー登録制度実施規程

○環境庁告示第五十四号

環境カウンセラー登録制度実施規程を次のように定める。

平成八年九月五日

環境庁長官 岩垂寿喜男

[改定]

平成十二年十二月十四日 一部改正 環境庁告示第七十八号

平成十四年三月十五日 一部改正 環境省告示第二十号

平成十五年八月十八日 一部改正 環境省告示第七十九号

令和元年十二月十四日 一部改正 環境省告示第三十一号

令和二年三月三十日 一部改正 環境省告示第三十一号

令和三年七月十三日 一部改正 環境省告示第四十八号

第一条(目的)

この規程は、環境カウンセラーの登録等に関し必要な事項を定めることにより、社会を構成する各主体の、環境保全に関して担うべき役割及び環境保全活動の有する意義の理解を増進するとともに、その自主的な取組を促進し、もって全ての主体が環境保全活動に参加する社会の実現に資することを目的とする。

第二条(登録)

環境大臣は、この規程の定めるところにより、環境保全活動を行おうとする者に対して環境保全及び環境保全活動に関する知識の付与並びに環境保全活動に関する助言又は指導(以下「環境コンサルティング」という。)を行うことを希望する者のうち、適切な能力・識見等を有する者として広く国民に対し推奨すべき者(以下「環境カウンセラー」という。)を、環境省に備える環境カウンセラー登録簿(以下「登録簿」という。)に登録するものとする。

2 環境大臣は、次に掲げる部門ごとに登録簿を備えるものとする。

- 一 事業者部門(事業者を対象とした環境コンサルティングを行う環境カウンセラーを登録する部門をいう。)
- 二 市民部門(市民(市民の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体を含む。)を対象とした環境コンサルティングを行う環境カウンセラーを登録する部門をいう。)

第三条(登録の要件)

登録簿に登録する者は、次に掲げる要件を満たす者として、この規程の定めるところにより、環境大臣の実施する審査に合格した者とする。

- 一 環境保全に関する基本的な知識を有すること。
- 二 環境保全活動に関する相当の知識と経験を有すること。
- 三 前二号の知識と経験を活用して、環境コンサルティングを行い得る資質及び能力を有すること。

第四条(登録の申請)

登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第一号による申請書に、環境コンサルティングに関し環境大臣が指定する課題に関する論文その他環境大臣の指定する書類を添えて、環境大臣に申請しなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、前項の申請を行うことができない。

- 一 未成年者
- 二 精神の機能の障害により環境カウンセラーの業務を適正に行うに当たって必要な知識、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 三 第十五条の規程により登録を取り消され、その日から二年を経過していない者

3 環境大臣は、申請者を募集するときは、次に掲げる事項について広く一般に示すものとする。

- 一 第一項の申請の受付開始日及び終了日
- 二 第一項の環境カウンセリングに関し環境大臣が指定する課題
- 三 その他必要な事項

第五条(審査)

環境大臣は、登録を行うため次に定める審査を行うものとする。

- 一 前条の規程により提出された書類による審査(以下「書面審査」という。)
- 二 書面審査に合格した者を対象とした面接による審査(以下「面接審査」という。)

2 環境大臣は、審査に関する業務の一部を環境カウンセリングに関する有識者に委嘱することができる。

第六条(書面審査の結果)

環境大臣は、次に掲げる事項について申請者に通知するものとする。

- 一 書面審査の結果
- 二 面接審査を実施する日時及び場所(書面審査の合格者に限る。)
- 三 その他必要な事項

第七条(面接審査の結果)

環境大臣は、面接審査の受審者に当該面接審査の結果を通知するものとする。

第八条(登録の実施等)

環境大臣は、面接審査の合格者に関し、氏名その他必要な事項について登録簿に登録するとともに、当該合格者に対し様式第二号による登録証を交付するものとする。

2 登録の有効期間は、三年とする。

3 環境大臣は、登録簿の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該登録簿を変更するものとする。

第九条(活動実績等の報告)

登録を受けている者は、毎年二月末日までにその前年の活動実績及びその他環境大臣が指定する事項を記載した様式第三号による報告書(以下「活動実績等報告書」という。)を環境大臣に提出しなければならない。

第十条(研修)

環境大臣は、環境カウンセラーの資質、能力等の向上を図るため、毎年、全国二か所以上で、研修を行うものとする。

2 環境大臣は、前項の研修を行うときには、当該研修を行う期日、場所その他必要な事項について登録を受けた者に対し通知するものとする。

3 環境大臣は、第一項の研修を修了した者に対し修了証を交付するものとする。

4 登録を受けている者は、当該登録を受けた日から登録の第一回目の有効期間の更新を申請するまでの間に、第一項による研修を受け、これを修了しなければならない。

第十一条(登録の更新)

登録の有効期間の更新(以下「更新」という。)を受けようとする者(以下「更新申請者」という。)は、更新を受けようとする登録の有効期間の満了の三月前から一月前までの間に、様式第四号による申請書に更新申請者が現に有する登録証の写しを添えて、環境大臣に提出しなければならない。

2 環境大臣は、更新申請者が次に掲げる要件を満たす場合に限り、前項の更新を行うものとする。

- 一 活動実績等報告書を毎年提出していること。
- 二 第一回目の更新を受けようとする者にあつては、前条第一項の規程による研修を修了していること。

第十二条(登録簿等の公表)

環境大臣は、登録簿及び活動実績等報告書を広く一般に公表するものとする。

第十三条(登録証の再交付)

登録証の交付を受けている者は、登録証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第五号による申請書により、環境大臣に

登録証の再交付を申請することができる。

- 2 登録証を破り、又は汚した者は、第一項の申請をする場合には、前項の申請書にその登録証を添えなければならない。
- 3 登録証を失った者は、登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したときは、五日以内に、当該失った登録証を環境大臣に返納しなければならない。

第十四条(変更の届出)

登録を受けている者は、登録簿の記載事項に変更が生じたときは、一月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した変更届出書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 届出をする者の氏名、住所及び交付を受けている登録証の登録番号
- 二 変更の内容、時期及び理由

第十五条(登録の取消し等)

環境大臣は、登録を受けている者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

- 一 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - 二 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - 三 その他環境カウンセラー登録制度の信用を著しく損なったとき。
- 2 環境大臣は、前項の規程により登録を取り消したときは、当該登録を受けている者に対し理由を付してその旨通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた者は、通知を受けてから五日以内に、交付を受けている登録証を環境大臣に返納しなければならない。
 - 4 登録証の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規程する死亡又は失そうの届出義務者は、一月以内に、環境大臣に当該登録証を返納しなければならない。

第十六条(細則)

環境大臣は、審査に当たっての詳細な基準等この制度の運用に必要な細則を別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成八年九月五日より実施する。ただし、第十条(研修)に係る業務については、平成九年度より実施する。

※実施規程にある様式は省略。

(参照：https://edu.env.go.jp/counsel/wp-content/uploads/2022/03/jisshi_kai.pdf)

提出書類チェックシート

申請書送付前に必要な提出書類が揃っているか、本シートでチェックしてください。

- ・申請書類に不備や不足がある場合は無効になります。(日付の記入忘れ、署名・捺印もれにご注意ください)。
- ・提出後の差し替えは一切認められません。
- ・両部門を申請する場合は、部門ごとに以下の①～④が必要です。

番号	書類の種類	チェック欄		
		日付	署名	捺印
①	申請書(様式第1号)、別紙1、別紙2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
②	実務経験証明書 / 活動実績証明書 ※証明を入手することができない(学生の活動等)場合には企画書・新聞記事等を添付してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	資格等を証明または補完するもの	※上記①別紙2に記載した順に資料に番号を振ってください。		
④	課題論文	※氏名、申請部門、選択したテーマ、総文字数の記載があるか確認してください。		

◆メールタイトルを「令和4年度環境カウンセラー登録申請書 送付」として、本文に名前、連絡先を記載し、下記提出先までお送りください。

jimukyoku@kankyo-counselor.or.jp

添付ファイルは原則 **PDF** にして、ファイル名を「**環境カウンセラー申請書(名前)**」としてください。

締切: 2022年9月2日(金)必着

- ・ファイルサイズが 8MB を超える場合は、メールを分割して、メールタイトルに通し番号を付して送信してください。
- ・添付ファイルを書類毎に分けて送信する場合は、「環境カウンセラー申請書(名前)」、「実務経験証明書/活動実績証明書(名前)」、「資格証明・補完資料(名前)」、「課題論文(名前)」としてください。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負いません。
- ・メール受領後、申請者に対して電子メールにより受領確認を送信します。送信後、2営業日の 18 時を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて下記送付先まで照会してください。
- ・添付ファイルを開くことができない時は、別途郵送を依頼することがあります。